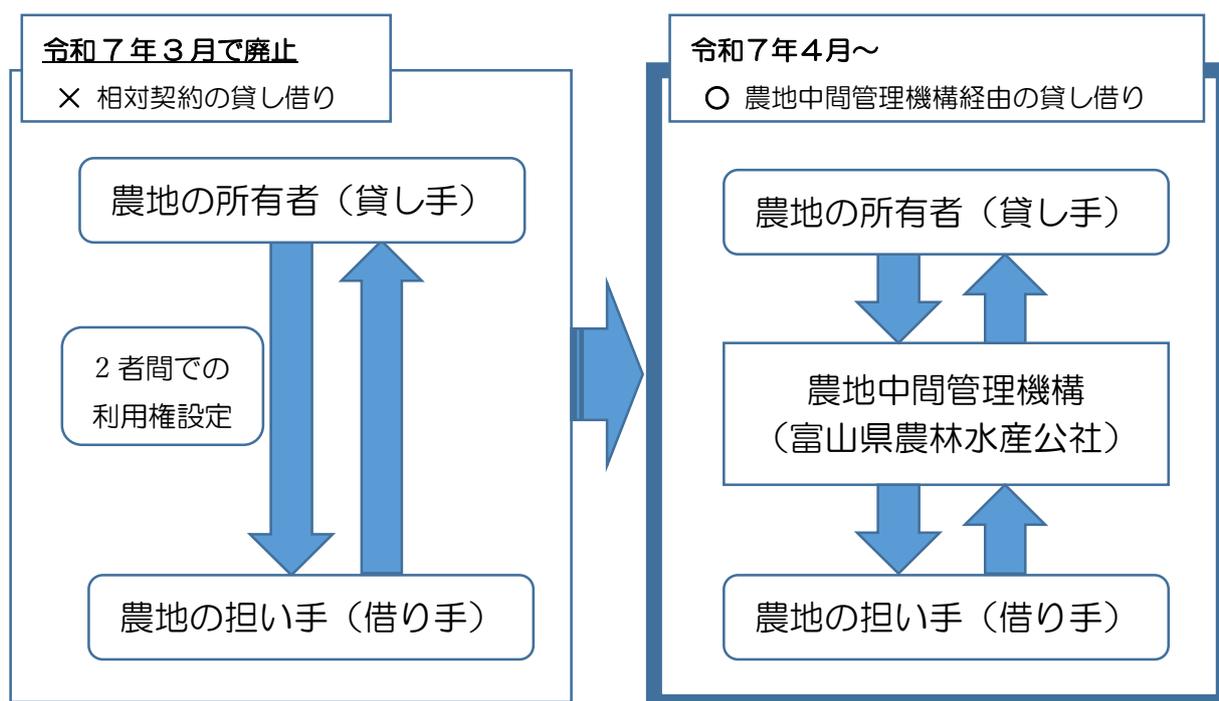


## 農地の貸し借りの制度が変わります（相対契約の廃止）

農業経営基盤強化促進法等の改正により、令和7年4月以降は、利用権設定等促進事業（相対契約）による農地の貸し借りの新規契約や契約更新ができなくなり、原則、農地中間管理機構を経由した契約へ一本化されます。

### <農地の貸借は原則、農地中間管理事業に一本化>



#### ☆令和7年4月以降の農地の貸し借りについて

現在契約中の相対契約につきましては、契約期間満了日まで有効です。

相対契約が終了した後は、原則、農地中間管理事業（農地中間管理機構を経由）による契約となります。

（※令和7年4月前後に契約の更新を迎える方には、前もって個別にご案内しています。）

農地中間管理事業に関する事務を含め、農地の貸し借りに係る手続きは、滑川市農業公社で行っております。詳細につきましては、滑川市農業公社へお問い合わせください。

<問い合わせ先> 公益社団法人滑川市農業公社（滑川市柳原 79-1）  
TEL・FAX 076-476-0285